

すべての受給者は 8月中に現況届が必要です

全ての児童扶養手当受給者は、平成28年8月1日から同月31日までに現況届を役場に来庁して提出する必要があります（提出先：役場保健福祉課戸籍担当またはトマム支所）。

また、支給開始月から5年を経過する予定の方（※）及び既に5年以上経過した方は、一部支給停止適用除外事由届をあわせて提出してください。

※平成28年8月から平成29年7月までの間に5年を経過する方が対象です。

ご案内は個別に郵送していますのでご確認ください。

なお、提出がない場合は手当額の一部又は全部が停止される場合があります。

ご不明な点は、保健福祉課戸籍担当までお問い合わせください。

対象となる方は申請してください

◆児童扶養手当◆

次の要件に該当する児童を養育している父母、または父母に代わってその児童を養育している方が受給できます。（※児童とは、18歳未満または、20歳未満で一定以上の障がいのある方）

【児童の要件】

- 父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- 父または母が死亡または生死が明らかでない児童
- 父または母が重度の障がいにある児童
- 父または母から1年以上遺棄されている児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで生まれた児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

【支給制限】

- 児童が施設に入所しているとき
- 受給者または児童が公的年金を受けているとき
- 前年分の所得が一定額以上ある場合 など

◆特別児童扶養手当◆

一定以上の障がいのある児童（20歳未満）を扶養する父母、または父母に代わってその児童を養育している方が受給できます。

【支給制限】

- 前年分の所得が一定額以上ある場合
- 児童が、障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- 児童が施設に入所しているとき

■お問い合わせ

保健福祉課戸籍担当
電話 56-2123

平成28年度占冠村戦没者 追悼式のお知らせ

先の大戦において尊い生命を捧げられた英霊に対し哀悼の意を捧げ、郷土の限りなき発展、平和への誓いを新たにするため、次により執り行います。

日時 8月12日（金）午前10時30分より
場所 占冠神社境内忠魂碑前
※雨天の場合は、コミュニティプラザ内で行います。

■お問い合わせ

保健福祉課社会福祉担当
電話 56-2122

平成28年度合同金婚式及び 敬老会のお知らせ

長年にわたり、社会や地域に貢献してこられた方々のご労苦をねぎらい、益々のご長寿とご健康をお祝いするため、合同金婚式及び敬老会を開催します。

日時 9月15日（木）午前11時～午後1時
場所 占冠村コミュニティプラザ
対象者 9月1日現在で70歳以上の方

- ・対象者には個別にご案内を差し上げています。
- ・出欠のご連絡は8月17日（水）までをお願いします。

■お問い合わせ

保健福祉課社会福祉担当 電話 56-2122



住宅用火災警報器義務化から10年が経過！！

～まもなく交換時期です～

平成18年6月より新築住宅への住宅用火災警報器設置義務化となってから平成28年6月で10年が経ちました。占冠村でも、平成19年から平成23年にかけて、村民の方々にご協力をいただき、一般住宅及び共同住宅に設置してきており、早くに設置している住宅では、平成29年に10年が経過します。電池の寿命は約10年と言われており、まもなく電池が無くなり作動しなくなるおそれがあります。

救急出場状況（6月分）

労働災害	3件	(3人)
交通事故	1件	(1人)
一般負傷	1件	(1人)
急病	4件	(3人)
6月計	9件	(8人)
累計	81件	(73人)

※（ ）内は搬送人員

消防では、定期的に作動確認の実施及び10年を目安に本体又は電池の交換を呼びかけています。作動確認については、点検ボタンを押すか、点検ひもをひっぱり、反応がなかった場合は電池が無くなっています。本体及び電池の交換については、家電量販店等で販売していますので、各家庭で交換をお願いします。

又、近年住宅用火災警報器に伴う悪質な販売が増えています。消防・役場・警察職員が自宅を訪問し、販売を行うことはありません。そのような販売があった場合は、すぐに占冠支署までご連絡をお願いします。

自分の地域は自分で守る！
詳細は庶務係まで
電話 56・21119
消防団員募集!!

富良野広域連合 富良野消防署占冠支署 ☎56-2119

子どもや自転車の飛び出しに注意！ 地域でめざそう 飲酒運転ゼロ

子どもたちは夏休みです。夏休みを迎える子どもたちは外出の機会が増え、事故に遭う危険性が増します。また、ドライパーは暑さによる疲労から注意力が散漫になりがちです。「ぶつかって初めて気づいた」は運転者失格です。交差点付近では子どもや自転車の飛び出しを十分に警戒して走行しましょう。また、保護者の皆様は子どもたちに自動車 coming している時は絶対に道路を横断しないよう注意を促しましょう。

大丈夫？あなたのタイヤ

夏場は突然の夕立等により路面状況が急激に変化する場合があります。タイヤの溝が浅ければ水たまり等でハンドルの操作が効かなくなり事故に直結する恐れがあります。自分の車は大丈夫と過信してはいけません。日頃からの安全点検は怠らないようにしましょう。

飲酒運転ゼロをめざして

道民が丸となって取り組んでいる「飲酒運転根絶運動」ですが、残念なことに、一部の心ないドライパーによって飲酒運転ゼロに至っていません。私たちが住む北海道、地域社会から飲酒運転をするドライパーを根

村民の願いです
続けよう交通事故死 **0** の日
平成19年2月21日から

3438日

SS 平成28年7月20日現在

交通安全

SAFTY DRIVE

●飲酒運転者に対する罰則

状態	刑罰	違反点数
酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	35点
酒気帯び	0.25mg以上 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	25点
	0.15～0.25mg 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	13点

※違反点数13点～免許停止90日
違反点数25点～免許取消、欠格期間2年
違反点数35点～免許取消、欠格期間3年

絶し、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という安全意識を醸成するための情報をお待ちしています。今まさに、飲酒運転をしようとしている！という情報は、なるべく110番通報又は最寄りの警察署への連絡をお願いします。（北海道警察HPより引用）

飲酒運転は凶悪な犯罪です。飲酒運転はあなたやあなたの家族の人生を崩壊させます。飲酒が伴う場に行くときは、交通機関の利用やハンドルキーパーを決めるなど絶対に運転をしないようにしましょう。